

## 第3章 提言

### 3-1 緒言

本調査研究の目的は、研究者流動化が進む中で、研究者の研究活動を促進しつつ、知的財産の活用を図るための知的財産管理のシステムを提言することにある。その目的の下に、研究者流動化状況の調査、研究者の意識アンケート調査、国内外の大学における対応状況調査、判例調査を実施し、結果をとりまとめた。本章では、それらの知見をもとに研究者流動化時代におけるアカデミアでの知的財産帰属の問題についてまず考察を行い、その上で移動に伴い知的財産をどう利用していくのか、その管理の方策について提言を提示する。

まず、提言をまとめるにあたっての基本的な方針について下記に述べる。

#### 提言の基本方針

今回の調査で明らかになったように、研究者の流動化が進み多くの研究者が研究機関を移動する機会が増えている。移動に伴う知的財産の問題が明確に示されていないことを不安に思う研究者や、機関の移動に知的財産の移動も伴っていることに気付かない研究者が増加する。そういった状況の中で浮かび上がってくる問題としては、例えば下記のようなケースが考えられる。

- ・ 終身雇用の職位にない研究者が、移動先機関で自身の発明を利用できなくなることを恐れて特許出願を行わずに公知にしてしまう。
- ・ 移動元機関が企業に独占ライセンス契約をしている特許を用いて、研究者が移動先機関で新規の発明を行い違う企業に技術移転をおこなう。
- ・ 移動元機関が独占ライセンス契約をしている研究マテリアルを、研究者が移動後に移動先機関から他機関に出してしまう。

このような問題が生じることにより、大学の「知」の利用活動が大きく妨げられる可能性は大きい。現時点では大学における知的財産を巡る所属機関とのトラブルはまだ表面化していないが、アンケート結果にもあるように職務発明の取扱いについての所属機関からの説明手続きが足りないと感じるなど、研究者の間に不満が見られる。これらの問題発生を事前に把握し、また不幸にも問題が発生した場合に迅速かつ適切に対処できるシステムの構築が必要である。

本提言では、日本の国際競争力の向上に貢献するために、大学の知の最大活用を図ることを目的とする。大学研究者の研究活動を阻害することなく、かつ有用な研究成果を確実に権利化し利用する上で、研究者の移動において問題が生じないようなシステムの構築を提言する。

本報告書における提言は下記の基本方針に従う。すなわち、

1. 日本の国力向上に資するものであること、
  2. 大学発の知的財産の産業界における活用が最大限になされること、
  3. 研究者の研究活動に対してはできうる限り制限を加えないこと、
  4. 知的財産の管理に無用な労力をかけないこと、
  5. 紛争の発生を最小限に留めること、
  6. 権利者の立場を尊重するものであること、
- を重視する。

1.は、国内活動の効率化による価値の創出に貢献することはもちろんのこと、国際競争力の回復という視点から、各国の諸施策や活動状況にも十分配慮して、齟齬や遜色のないシステムにすることが肝要である。 2.については技術移転の仕組みをどう考えるかという点がポイントとなるが、これは産学間での人材の流動という視点ではなく、人材流動化が産学官連携にマイナス要因にならないという配慮が必要である。 3.については当然の視点であるが、アンケートでも機関を移動した際、同じプロジェクトを継続するかという問に対し、必ずと可能性有りが85%を占めていることにも見られるように、研究の継続性に対する十分な配慮が必要である。「知」の創出の原動力にいささかの負の影響を与えることはあってはならない。 4.については、現在の日本の大学における知的財産管理能力の現状を考えれば、現実的な管理の業務のレベルが見えてくる。契約社会と言われる米国においてさえ、いたずらにペーパーワークを増やすことのないよう、各大学 TLO は管理業務の拡大に歯止めをかけている。しかしその一方で、5.の紛争発生を最小化については十分な注意が必要となる。多くのロースクールの開講で、今後紛争解決のための専門家が増えることが期待されるにせよ、米国に比し弁護士の数が圧倒的に少なく法廷での問題解決が一般的になっていない日本の現状を考えれば、紛争を未然に防ぐという視点は大変重要である。特に法務部門を持たない大学が紛争に巻き込まれることは、大変不幸なことと言わざるを得ない。最後に 6.については、大学のアカウンタビリティを考慮して、対応することが重要となる。これらのポイントを全て考慮した対応が求められる。

以下に、上記を念頭においた、研究者の流動化に伴う知的財産の管理における帰属と利用のあり方についてそれぞれ考察する。